

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月にA会社B支店に雇用され、C工場で、施設警備の業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日に工場敷地内の簡易物置から油流出防止板3枚を左手で持ち上げた際に首、肩、腰に痛みが生じたとして、同月〇日にD整形外科クリニックを受診し、「頰椎捻挫、腰部捻挫」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病の発症は、平成〇年〇月〇日の油流出防止板を持ち上げたことによるものであると主張するので以下検討する。

(2) 腰痛等の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、労災保険制度による保険給付の対象となる疾病は、その発症が業務との間に相当因果関係が認められることが必要であって、この場合の因果関係は、就労中に発症した等の単なる因果関係を意味するものではなく、業務がその発症に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要である。

ところで、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は、昭和51年10月16日付け基発第750号「業務上腰痛の認定基準等について」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

(3) 本件について、認定基準に照らして検討すると、請求人が従事した業務は、「重量物を取り扱う業務等腰部に過度の負担のかかる業務」に該当するものとは認められないことから、請求人に発症した本件疾病は、認定基準に定める「災害性の原因によらない腰痛」とは認められない。また、平成〇年〇月〇日に従事した作業の態様も、「突発的なできごとで急激な力の作用により内部組織の損傷を引き起こすに足りる程度のもの」にも該当しないことから、認定基準に定める「災害性の原因による腰痛」には該当しないものと判断する。

(4) 医証についてみると、E医師は審査官からの照会に対して要旨、平成〇年〇月〇日の交通事故による受傷後、頸肩腕症候群、片頭痛、腰痛症など多彩な症状が出て、現在まで治療を行ってきたと療養経過を述べている。また、F医師は、意見書で要旨、元来、腰椎及び頸椎の変性症があり、これらに対する治療歴がある上、災害性があれば負傷時から増悪するが、受傷後、10日以上通常業務を行っているので、一般的には本件災害と現状の症状との因果関係を医学

的に証明することは困難であるとの意見を述べており、請求人の治療歴や作業内容・動作等を勘案するとF医師の意見は妥当なものであると当審査会は判断する。

- 3 以上のとおりであるから、本件疾病は業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。